

災害ボランティアにご参加いただいた皆様へ

熊本県被災地復興応援券

同封のご案内



ぜひご利用
ください！

『熊本県被災地復興応援券』とは？

令和2年7月豪雨被災地の経済的な復興を支援するため、災害ボランティアに参加していただいた皆様を対象として熊本県観光連盟が発行する、被災地（※1）の取扱店をご利用いただけるお買物券です。

災害ボランティアへの参加回数1回につき、3,000円分の『熊本県被災地復興応援券』を同封（※2）させていただきます。

※1 令和2年7月豪雨に係る災害救助法適用地域（下記26市町村）

荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、玉名郡玉東町・南関町・長洲町・和水町、阿蘇郡小国町・南小国町、葦北郡芦北町・津奈木町、球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町

※2 令和2年9月30日までのご参加分が対象

利用できる期間

2020年12月21日(月)～2021年12月20日(月)

使えるお店（取扱店）

下記URLまたはQRコードより専用HPにてご覧いただけます



熊本県被災地復興応援券

取扱店

このマーク
が目印です

○パソコンからはこちら↓

URL：<https://www.nissenren.co.jp/fukkouken/>

○スマホ・タブレットはQRコードからでもOK→→



※ 取扱店については現在募集中であり、上記専用HPに順次追加更新しております。

※ 特に被害が大きい地域の取扱店については、復旧状況を配慮しながら募集を行っており、取扱店として登録される時期が遅くなる場合もございますので予めご了承ください。

注意事項

(1) 使用対象とならないもの

- ① 出資や債券の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ② 有価証券、復興応援券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④ 事業活動にともなって使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
- ⑤ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い（ただし、条第1項第1号から第3号を除く）
- ⑧ 自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券の購入
- ⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ⑩ 当該復興応援券の交換又は売買

(2) その他使用上の注意事項

- ① 取扱店において、有効な期間に限り使用できます。
- ② 購入後の当該復興応援券は返品できません。
- ③ 現金との引換えはできません。
- ④ 釣り銭は出ません。
- ⑤ 不足分は現金等でお支払いください。
- ⑥ 盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。